

わかりやすい教育法令

校則



校則とは……
の関係は……

もつもののかをみていくことにします。

合契約、つまり契約の当事者の一方で、ある学校側が決めたことに對して他方の児童生徒が従わなくてはならないと

いう契約であるとの考え方から、規則制定権や規律権を説明するのが一般的です。

二、校則の法律的意味

1 公立学校は、県・市町村の設置

する「公の施設」(地自法二四四条一項)ですが、この「公の施設」、従来の用語でいうと營造物について、その管理主体は、管理権に基づいて營造物利用の秩序を維持するに必要な限度において利用者を規制することができるものとされ、いわゆる營造物規制を定めています。

例えば県立美術館では条例施行規則を設け、開館時間を定めたり、また、展示物にさわったり大声をあげたりすれば係員によつて館外へお引きとり願うということを定めたりしています。そして学則等の校則は、公立学校における營造物規則の一つとして位置づけられます。

2 学校における營造物管理の作用は、一般の營造物におけるそれと比べてかなり強い形であらわれます。

なわち、学校教育が児童生徒の教育及び人格育成活動という強い倫理的性格を有するものであることにより、学校の利用者である児童生徒は、学校教育の目的達成に必要な限度において、一人

校則は、本来、児童生徒の規律ある生活態度を育て、正しい社会規範を身につけるという教育的配慮に基づいて定められるものです。このことから、校則によってある程度児童生徒が生活の中で規制を受けるのはあり得ることです。

校則は、学則をはじめ生徒心得、懲戒規程、教務内規等各学校によって様々な定め方がされています。

本年一〇月一八日、秋田市で開かれた日本弁護士連合会の人権擁護大会では、「学校生活と子どもの人権」と題してシンポジウムが行われ、校則と基本的人権との関係が一つの話題となりました。

今回は、児童生徒とのかかわりの中で、校則が法律的にどのような意味を

合契約、つまり契約の当事者の一方で、ある学校側が決めたことに對して他方の児童生徒が従わなくてはならないと

いう契約であるとの考え方から、規則制定権や規律権を説明するのが一般的です。

質疑応答

問 校則の基本とされる学則と生徒心得や懲戒規程との関係は、どうなつているのでしょうか。

答 生徒心得等は、学則の細則としての性質をもつものと解されます。

前述した「昭和女子大学事件」の東京地裁昭和四二年四月一〇日判決では生徒心得にあたる同大学の「生活要録」は、「学生手帳に記載され、学則の細則としての性質をもつ」としています。

なお、生徒心得等は、学則と一緒に生徒手帳に載つていることが多いようですが、学校内規として中学校や高等学校における生徒指導の基本的なよりどころとして大きな役割を果たしているものと考えられます。

また、学則は学校の管理運営などについて規定したもので、学校内規の主たるものですが、本県でも、県教委規則で「福島県立高等学校学則」が定められています。学則に記載すべき事項は

学教法施行規則四条に定められ、学校の設置認可申請又は届出の場合には必ず学則を添付しなければならないことになっています。ただし、市町村立の小・中学校などの義務教育諸学校では添付しなくてよいとされています(学法施行規則三条)。